

# 少額投資非課税制度（NISA） 「非課税期間終了時の留意点」

秋山税理士事務所  
(株)秋山総合研究所

## 目次

1. NISA制度の比較
2. 税制改正の履歴
3. ロールオーバーとは・・・
4. ロールオーバーをするには
5. 課税口座に移管するには

出典：金融庁HP



## 1. NISA制度の比較

	一般NISA (つみたてNISAと選択)	ジュニアNISA	つみたてNISA (一般NISAと選択)
導入時期	2014年	2016年	2018年
利用対象者	日本居住の20歳以上	日本居住の20歳未満	日本居住の20歳以上
非課税対象	株式・投資信託等の 配当・譲渡益	株式・投資信託等の 配当・譲渡益	一定の投資信託 の配当・譲渡益
口座開設数	1人1口座	1人1口座	1人1口座
非課税投資枠	毎年120万円が上限 (投資枠最大600万円)	毎年80万円が上限 (投資枠最大400万円)	毎年40万円が上限 (投資枠最大800万円)
非課税期間	最長5年間 (新非課税枠移行可)	最長5年間 (新非課税枠移行可)	最長20年間 (新非課税枠移行不可)
投資可能期間	2014年～2023年	2016年～2023年	2018年～2037年
途中売却	自由 (ただし、売却部分の枠 は再利用不可)	自由(ただし、売却部分 の枠は再利用不可) 18歳まで払出し制限	自由 (ただし、売却部分の枠 は再利用不可)

## 2. 税制改正の履歴

### (1) 2014年(平成26年)

少額投資非課税制度(NISA)が開始  
当初の非課税投資枠は年間100万円  
ルールオーバー時は、5年後の時価で100万円を上限

### (2) 2015年(平成27年)改正

2016年(平成28年)から非課税投資枠が年間120万円に拡大

### (3) 2017年(平成29年)改正

ルールオーバー時の上限額が撤廃

### (4) 2018年(平成30年)改正

非課税期間終了後に、課税口座に自動移管



### 3. ロールオーバーとは…

- (1) 『ロールオーバー』とは、非課税口座で保有している上場株式等の金融商品を、5年間の非課税期間終了後に翌年分の非課税投資枠への移管をいう
- (2) NISAは2014年1月から導入され、ロールオーバーできる非課税投資枠は2019年分が初めて
- (3) 税法上、非課税口座で上場株式等を保有したまま非課税期間が終了した場合には、非課税期間終了前に次の選択が可能

非課税口座内の新たな非課税管理勘定に移管(ロールオーバー)  
課税口座に移管



## 5. ロールオーバーをするには

(1) ロールオーバーをする為には、非課税口座が開設されている証券会社等に『非課税口座内上場株式等移管依頼書』の**提出が必要**

(2) 2019年になってから、2014年分の非課税口座内上場株式等を移管することはできないので、**今年12月までの営業期間中**に依頼書を提出しなければならない

個々の証券会社等により対応は異なるが、今年10月前後には、非課税口座開設者宛に移管依頼書の送付等による周知が行われる見通し

(3) 2017年税制改正により、ロールオーバー時の**上限額が撤廃**された

2014年分の上場株式等が150万円に上昇した場合、  
2019年の非課税投資枠120万円を超える**150万円全額**  
の上場株式等の移管が可能



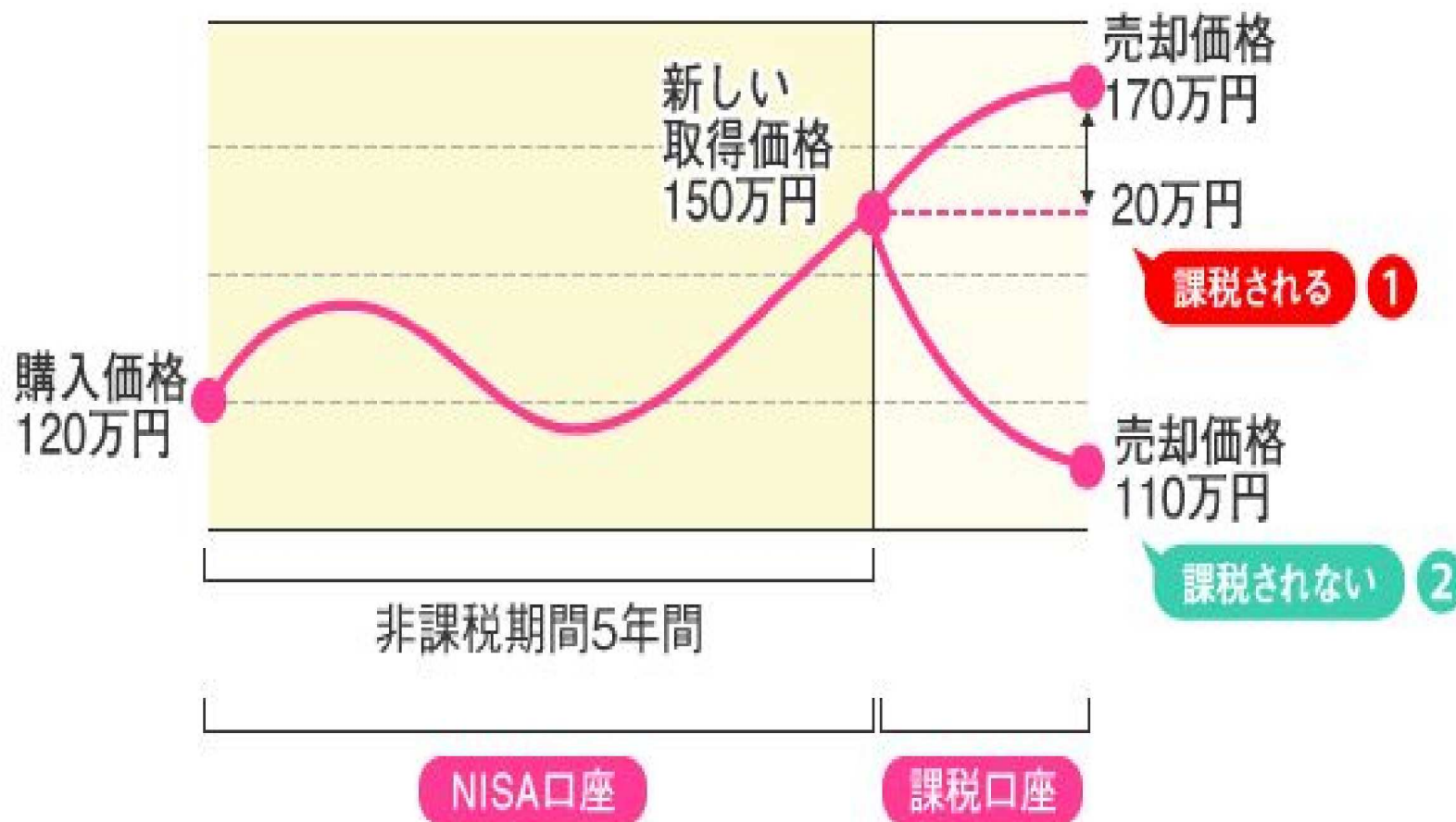
## 5. 課税口座に移管するには

- (1) 従前は、非課税口座が開設されている証券会社等に  
『非課税口座内上場株式等の非課税口座からの特定口座への移管依頼書』  
を提出する必要があったが、**2018年税制改正により、不要**となった
- (2) 証券会社等に特定口座の開設の有無に関わらず、**自動移管**される
- |        |           |
|--------|-----------|
| 特定口座あり | その特定口座に移管 |
| 特定口座なし | 一般口座に移管   |



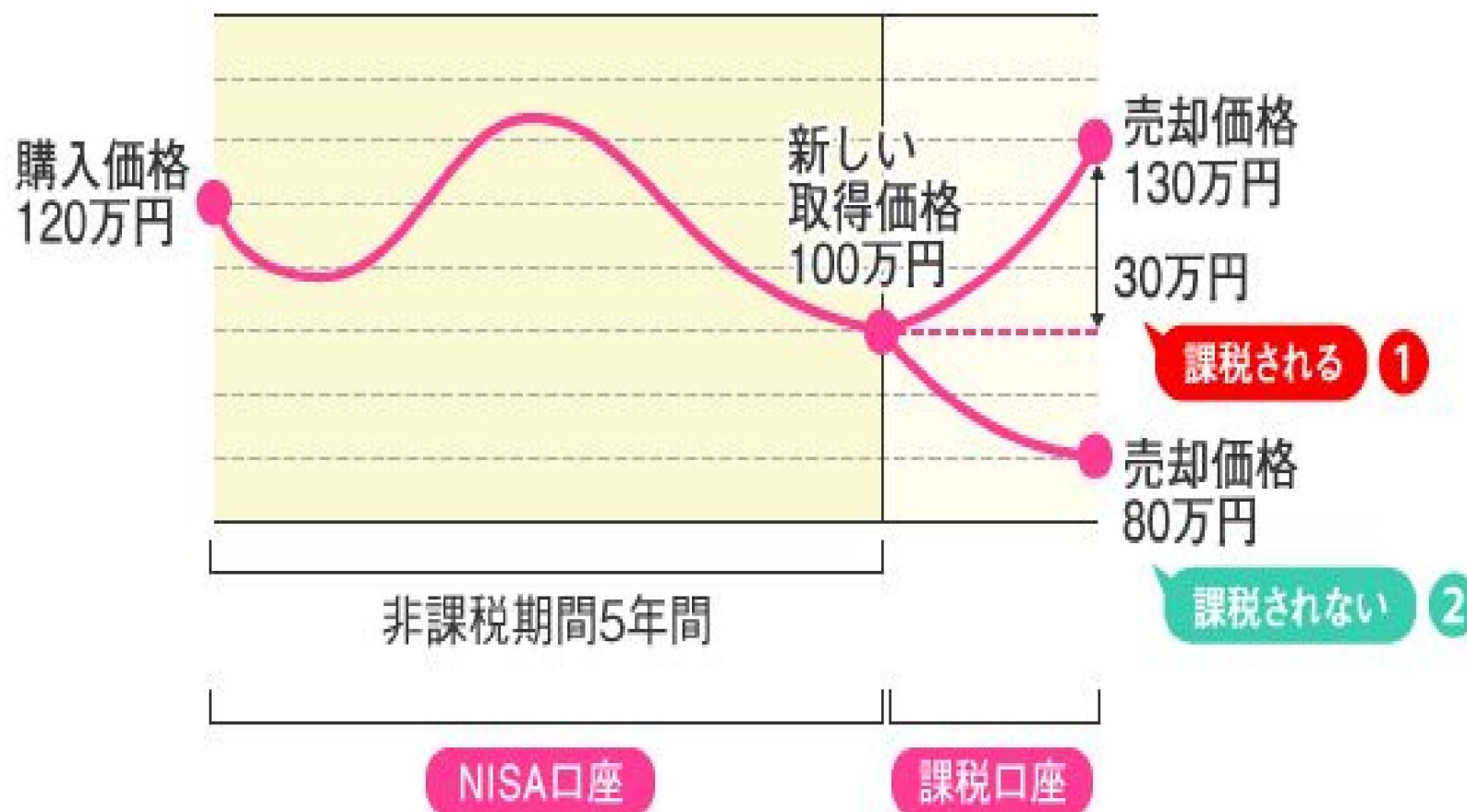
### (3) 課税口座へ移す際の注意点

非課税期間終了時に保有資産が値上がりした場合





非課税期間終了時に保有資産が値下がりした場合



## 一般NISA

